

政務活動費（ 創世下関 ）出張報告書

平成 元年 7月 21日

氏 名 亀 田 博	用 務 地方議会議員セミナー
期 間 平成元年7月19日から 平成元年7月19日まで	出張先 東京都豊島区池袋

調査事項・意見

I テーマ

自治体行革、経営効率化に向けて
一事例を踏まえて外部委託・民営化の法制度を学ぶ

II 講義内容

1 行政事務の外部化

- (1) 事務処理の民間化
- (2) サービス提供主体の民間化
- (3) 民間事業者による行政権限の行使
- (4) 公共施設の管理における民間化
- (5) 施設整備の民間化

2 契約による行政事務の民間化

- (1) 契約の類型
- (2) 自治体契約の締結手続き
- (3) 契約締結前に必要な手続き

- 3 特法に基づく民間化
 - (1) P F I
 - (2) コンセッション制度
 - (3) 市場化テスト法
 - (4) 公の施設」の指定管理者制度
 - (5) 公金に関する委託
- 4 外部委託に向けた検討
 - (1) 民間化の検討
 - (2) 具体的な検討の流れ
- 5 外部化事業のモニタリング
 - (1) モニタリングの目的
 - (2) モニタリングの手法
 - (3) モニタリング結果の反映
- 6 行政事務の外部化と損害賠償責任
 - (1) 第三者に対する損害賠償責任
 - (2) 公務員の責任
- 7 職員の処遇及び外郭団体の取り扱い
 - (1) 職員の処遇
 - (3) 外郭団体職員の取り扱い

Ⅲ 意見

近年、地方自治体において、各般の施策が推進されている行政改革、経営効率化に関して、手法としての外部委託、民営化の法制についての講義が行われ、数多くの知識および考え方のヒントを得ることができた。

その要点はつぎのとおりである。

1 外部委託が求められる背景としては、自治体のサービス提供の効率化と公共サービスの民間企業の活用の必要性がある。

2 民間力の公共サービスの活用手法としては、事務処理、サービス提供主体、行政権限主体および公共施設の管理、整備の民間化がある。

3 行政事務の民間化の典型的な手法としては事務委託があるが、その委託事務の範囲によって、個別事務委任、包括的事務委任があり、また、施設の建築等についてはDBO型業務委任もある。ひつ

4 契約による行政事務の民間化に関する類型としては、請負契約、委任契約、労働者派遣契約、ファイナンス・リース契約がある。

契約を締結する手順としての相手方の選定方法としては、指名競争入札、総合評価一般競争入札、随意契約または企画コンペ方式・プロポーザル方式がある。

5 事務の外部化の手法としては様々なものがあるが、多様な選択肢の中から検討のうえ、最適な手法を選び出す必要がある。

ア 民営化の限界

イ 法令上の限界

ウ 性質上のメリット、デメリット

(財源の有効活用、事務処理の効率化・高度化、寡占化の可能性、職員の能力低下)

6 安全性の確保や個人情報保護等業務の適正執行を確保することは、公共サービスの提供において最も重要な事項である。そのため、行政事務の外部化にあたっては、事前に安全管理や個人情報保護等委託先等に最低限遵守させなけ

ればならない事項について、分析、洗い出しを行ったうえで仕様書を作成し、その内容を契約書等で担保することが必要である。

- 7 公共サービスの質を維持し、業務の適正執行を担保するためには、仕様に定められた業務を确实かつ適正な水準で実施することや、事業者が許可を得ていること、有資格者も含め適正な人員の配置が行われていることも確認する必要がある。

そのためには、適実なモニタリングを行う必要がある。